

議員提出議案第3号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年3月11日

提出者 山田正弘

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「、開発部」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。